

### 233 地域福祉の推進と生活保障の充実（用語解説）

用語・項目	解説
ジェネリック医薬品	<p>「後発医薬品」とも言います。独占販売されていた先発医薬品（新薬）の特許期間満了後、同じ成分や効果を持つ医薬品を「ジェネリック医薬品」として、他の医薬品製造企業で製造・販売できます。新薬より低価格で提供できることから、国民医療費の削減、患者負担の軽減となります。</p> <p>ジェネリック医薬品の製造・販売には新薬と同じ効果であることを証明し、厚生労働省の承認を受けなければなりません。</p>
国保広域化	<p>国民健康保険事業は市町村が個別に運営していますが、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、国民健康保険事業の中心的な役割を担うこととなります。これにより、制度の安定化が図られることとなります。</p> <p>なお、被保険者証の発行、国民健康保険税の賦課・徴収、保健事業等の被保険者に身近な業務は、引き続き市町村が行います。</p>
国保財政計画	<p>国民健康保険の事業に要する費用（支出）は、保険給付に必要な経費、保健事業に要する経費、事務的経費で構成されています。これらの費用は、国民健康保険税、国庫負担金、県補助金、一般会計からの繰入金等の収入で賄われています。この国民健康保険事業の支出と収入の計画を言います。</p>
他法他施策の活用	<p>生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、他の法律又は制度による保障、援助等が活用できる者はその利用に努めなければなりません。具体的には国民年金法、児童扶養手当法、雇用保険法等における施策となります。</p>
ケースワーカー	<p>生活保護を受けている人に対し、様々な働きかけや支援をする職員を一般的にケースワーカー（CW）と呼んでいます。社会福祉法では現業員と定められており、地区担当員と呼ぶこともあります。</p>